

第 163 話＜自主交渉の会＞の要約と参考資料

第 163 話＜自主交渉の会＞の要約

土呂久公害訴訟の判決が近づき、「土呂久鉾山公害被害者の会」が組織固めにとりかかったころ、被害者の会に入っていない認定患者が「土呂久鉾害補償自主交渉の会」を結成、住友鉾との円満解決をうたって会社と接触を開始して、被害者は2つに分断されました。

第 163 話＜自主交渉の会＞の参考資料

163-1 土呂久鉾害補償自主交渉の会の経過

- 1983年7月5日 世話人会（7人）発足。会則と加入申込書及び委任状をもって世話人が回る
- 8月11日 宮崎日日新聞県北版のコラム「さんしょの実」に最初の動き
- 8月12日 県環境保健部次長が、被害者の会と守る会に「不明確な金銭のやり取りには一切関与しない」と確認
- 8月15日 12日付で佐藤トネ、落合正連名で住友鉾社長に公開質問状発送
- 8月25日 自主交渉の会第1回総会
- 8月29日 住友鉾から被害者の会へ回答
- 9月24-25日 自主交渉の会第2回総会
- 10月14日 自主交渉の会が住友鉾へ要望書を郵送
- 10月28日 住友鉾が自主交渉の会へ回答
- 1984年3月8日 自主交渉の会代表が環境保健部次長へ仲介を申し入れ。次長は「話を聞いただけ」
- 3月28日 土呂久訴訟一審判決、原告全面勝訴。
- 3月29日 住友鉾控訴。
- 3月30日 - 4月19日 原告ら住友鉾本社玄関前で座り込み
- 5月23日 自主交渉の会代表2人が上京。住友鉾は「判決が最終的に確定した時点で誠意をもって話し合いたい」と回答
- 5月25日 自主交渉の会が世話人会を開き、判決確定まで住友鉾との交渉打ち切りを決める
- 1989年11月24日 自主交渉の会の代表世話人の佐藤緑自殺
小笠原徳一が代表世話人に
- 1990年10月31日 土呂久訴訟、最高裁で和解成立
- 1991年5月28日 県があっせん患者へ公健法の適用について説明会

- 1991年7月ごろ 住友鋳から「名簿をそろえてくれ」と連絡
- 1991年9月 住友鋳から和解に応ずる旨の回答。自主交渉の会、委任状集め
- 1991年11月16日 自主交渉の会（88人）が宮崎簡裁へ即決和解を申し立て
- 1991年11月25日 読売新聞が「自主交渉の会、近く和解」と報道
- 1991年12月2日 即決和解成立

163-2 土呂久鋳害補償自主交渉の会会則

1. 名称 この会の名称は土呂久鋳害補償自主交渉の会（以下単に会という）と称する
2. 構成 この会は慢性砒素中毒認定患者で本会則に賛同した者（死亡患者の遺族を含む）をもって構成する
但し現在提訴中の原告は除く
3. 目的 この会は各地の公害補償の実情を調査検討の上、会員一丸となって住友金属鋳山に対し慰謝料等について、あらためて考慮善処方を要望し、円満なる解決をはかることを目的とする
4. 役員 この会に役員として下記7名の世話人を置く（会長等その他役員は置かない）
世話人名（年齢順）小笠原仁一、佐藤十蔵、佐藤早美、佐藤芳松、小笠原貞利、小笠原徳一、佐藤緑
5. 会議 会議は世話人会と総会の2種類とする
世話人会は必要に応じ随時開催する
世話人会は議事運営について合議制とする
必要に応じ会員全員による総会を開催する
6. その他
 - イ. 経費は実費負担とし必要な都度徴収する
 - ロ. 会員が自主交渉の趣旨に反する行為ありたると認める場合は、世話人会合意の上除名することができる
 - ハ. 世話人は別に定める担当区域内の認定患者各人に対し自主交渉の趣旨を説明の上、加入者から交渉に関する権限についての委任状を徴するものとする

*世話人の居住地・認定年月・補償の形態

- A：岩戸才原、第5次認定（1976年10月）、あっせん受諾、同志会代表
- B：土呂久畑中、第5次認定（1976年10月）、あっせん受諾、同志会代表
- C：立宿、1980年1月認定、公健法受給
- D：土呂久南、第4次認定（1974年10月）・あっせん受諾、明進会幹部
- E：岩戸上寺、1978年10月認定、公健法受給
- F：土呂久惣見、第4次認定（1974年10月）、あっせん受諾
- G：土呂久岩神、1982年3月、公健法受給

163-3 被害者の会の組織固め

ファイル「土呂久東京行動① 1983.5～7」より
土呂久訴訟の判決に向けて（1983年5月7日）

1. 判決

(2) 土呂久訴訟との比較

異なる争点

企業の責任

松尾：労働者に危険な労働をさせた（不法行為）

土呂久：住友金属鉱山は鉱業権者としての責任が追及されている（鉱業権者の
連帯責任）

同じ争点

慢性砒素中毒症の病像、見舞金契約（土呂久では知事斡旋）、時効

*土呂久も松尾の判決とそれほど変わらない勝訴判決が期待できる

2. 判決の限界

(1) 土呂久被害者の会（38人）の構成

原告	患者本人	知事斡旋を受けた人	3人
		法適用者	7人
	遺族	知事斡旋を受けた人の遺族	6人
		法適用者の遺族	2人
		未認定の遺族	1人
非原告	認定を受けた人	知事斡旋を受けた人	1人
		法適用者	13人
		未認定の人	5人
	計		38人

このほかに北九州の県外被害者の会がある

(2) 判決の限界

- ・判決は、確定（控訴しないこと）して初めて効力を発揮する
- ・判決は、原告の結審時の症状に対する損害賠償の支払いを命ずるだけ
- ・したがって、その後の原告の症状悪化・死亡に対する補償、非原告への補償、未認定者の救済、鉱害防止工事の実施などは、判決を武器にして企業や行政と交渉する中で、勝ち取ってゆかねばならない

(3) 東京行動（松尾の場合）

(4) 討論

やらなければならないことは

- 被害者の会を中心に
- ・被害者の会の組織固め
 - ・北九州被害者の会との交流
 - ・要求書の作成

土呂久・県外被害者交流会（1983年6月25～26日）

於 故佐藤鶴江さん宅

出席 土呂久鉦山公害被害者の会 16人

県外被害者の会 4人

松尾被害者の会 3人

支援者 16人（東京1、福岡2、水俣3、日向5、宮崎5）

I 被害者の会の会員名簿の整理

土呂久被害者の会 生存会員 25人

死亡会員 10人

計 35人（5月7日は38人だった）

県外被害者の会 認定 12人（生存9人、死亡3人）

未認定 6人

計 18人

II 要求内容について

1. 控訴せず判決に従え

2. 過去の被害の補償について

原告以外の被害者にも原告同様、判決で認められた補償額を支払え

3. 将来の被害の補償について

原告を含む被害者全員に

イ 死亡するまでの障害補償費、医療費、通院費、介護手当を支給せよ

ロ 死亡したときは、遺族に対し葬祭料、遺族補償費を支給せよ

ハ 転地療養手当を年3回支給せよ

4. 環境の整備について

イ 完全なズリ対策をおこなえ

ロ 坑内水を土呂久川に流すな

被害者の会集会（1983年7月9日；於・故鶴江さん宅；参加者 被害者12人、東京2人、宮崎2人、日向1人）

議題

I 被害者の会の会員構成について

会員から「新規加入は認めない」意向が示されていたが、これまで応戦してきた支援者から「承知できない」との強い声。今日は正式な議題にして話し合う。

- イ なぜ、新たな加入を認めないのか
- ロ 新加入者を認めたときの弊害は何か

II 要求項目について

III 今後の運動の進め方

討議

I 被害者の会の会員構成について

実雄 私たちは何年も年3千円の会費を出してきた。明進会は反対してきたのに、勝訴になったからといって「後から会員になる」のは困る

清水 今まで「ああじゃ、こうじゃ」言われてきたとやから、被害者の会に入れるのは不可能。入れたって面白くない。人のふんどしで相撲取ろうと思うのは間違い。

青木 東京の考える会の意見。全被害者の救済で取り組んできた。東京では「鉍毒被害者全員救済」

ハツネ 明進会の人たちの行動は、土呂久におらんとわからん。ここに集まるのも、白い目で見られてきた。ヒマつぶしのように見られる。明進会は住友の事情聴取に協力し、伐木の手伝いをしてきた。半世紀にわたる鉍毒被害者(*歳以上)は全員救済してほしい。

小宮 明進会も被害者であることに間違いはない。悪いのは鉍毒。支援を広げるには「全被害者の救済」でなければ、呼びかけは難しい。環境回復を考えると、被害者の会だけでできるのか。

ハツネ 被害者の会員は土呂久にはそれほどいない。これから認定される人を被害者の会員に含めていこう。

実雄 提訴したとき、「あっせんで300万もろちよって、その金がなくなったんで、またとろう。これは卑しい精神だ」とまで言われた。

北里 幅を広げるのが本当だろう。

ツルエ 松尾は窓口を広げた。土呂久にそれがなかったら、寂しいなあという感じがする。

青木 「被害者は一本化しないと住友につけ入れられる」と東京では意見もでている。

北里 「知事斡旋に満足だ。被害者の会に入会しない」という人は入れない。こんご認定された人に被害者の会に入ってもらおう。

ハツネ 今日、生熊先生から手紙が来ていた。「明進会も被害者だから、みんな一緒に救済してもらいましょう」と書いてあった。それが本当かもしれんと思うが、被害者の会のみんなの心をほぐすだけの余裕がない。

春喜 行政が、被害者の会をつぶすつもりで明進会をつくったのが問題。

ツルエ 守る会に自分の欲を忘れてやってもらったのに、35人でぷつんと切っちゃ、もったいねえじゃねえの。大きい所からみたら、被害者がみんなかわいいっちゃけ。

ハツネ 陰で住友のひいきをした人には、やっぱり。明進会にじゃまされて、被害者の会をやってきた。

青木 明進会の中心の人はじゃまされただろうが、中心でない人は、それほど積極的ではなかったのでは。

春喜 呼びかければ、いっしょに行動する人おるのではないかと思う。

実雄 裁判やれば、「家も財産もなくなる」「十年以上かかる」と言われてきた。

清水 「裁判やる奴は、ずいぶん銭もろちよるっちゃねー」「家売ってから裁判する」とやろ」「毎日いくらか積みよるとやろー」

青木 窓口を一本化しないと、ばらばらになってしまう。むこうはむこうだけで、勝手に金をとることになったらまずい。

清水 「裁判に勝ったら、わしらも裁判する」と言うた人がいる。

実雄 わしも聞いちよる。

清水 「なんで、あんな安い斡旋で終わったやろか」という声を聞く。

川原 守る会からの強い申入れ。「これまで守る会が世話してきた人を被害者の会に入れてくれ」

清水 守る会が言うとなら、しょうがないわ。

まとめ

I 被害者の会の構成について

<意見>

東京など支援者 ・「鉍毒被害者の全員救済」が支援者の気持

- ・考える会以外に支援を要請するとき「全員救済」でないと難しい
- ・被害者は一本化しないと住友につけ入れられる

被害者 ・人のふんどしで相撲を取るのは間違い

- ・明進会の何人かは、裁判のとき住友の事情聴取、証拠集めなどに協力した
- ・「裁判やれば家も財産もなくなる」と非難され、傍聴に行くときは「ヒマじゃねえ」と白い目で見られた。そんな中で、被害者の会は頑張ってきた
- ・自分の欲を忘れてやってくれた支援者に対して、会員を35人でプツンと切ったのでは申し訳ない。

<被害者の会員以外の動き>

- ・全然何もせずに、流れてくるのを待てばよい
- ・原告が勝ったら、自分たちもsとで裁判をやる

<結論>

1. 現会員（35人）に新たに次の人たちの加入を認める。

①旧会員の復帰。②守る会が世話してきた人。③現会員の家族で認定されている人

2. 協定書に、新たに会員になった者にも協定を適用するという項を加える

<こんごの検討課題>

1. さらに会員を増やすかどうか
2. 協定書に盛り込む「新会員」を新認定者に限るか、旧認定者も含めるか

163-4 自主交渉の会発足の動き

ファイル「土呂久東京行動②」より

土呂久東京行動小委員会第2回報告(1983.08.09)

被害者の会以外の被害者の動き

- (1) 7月27~28日ごろ 被害者の会のAさんが会外のOさん(第3次斡旋を受けた人)から聞いた話。「タベXさん(法適用者、会外)がきて『何か住友が銭くれるげな。上積みしてくれるち住友が言うたげな。主な者で会をつくろや』と言って帰った」
- (2) 同じころ。被害者の会のBさんが会外のPさん(第5次斡旋を受けた人)から聞いた話。「書類が回ってきたからハンをついた」
- (3) 7月31日。Aさんが会外のQさん(第4次斡旋を受けた人)から聞いた話「書類には、自主交渉なんとかと、円満解決なんとかと書いてあった」
- (4) 8月7日。被害者の会のCさんが会外のRさん(法適用者)から聞いた話。「先月の終わりに、Yさん(会外、第5次斡旋派代表)が電話で『住友から100人くらい集めてくれと言うてきたので、会員を集めて回りよる。入らんか』と言ってきたが、『わしゃ、そんなきさねえ金はいらん』と断った」

以上から明らかなこと

- (1) 住友の社員に会った町議が「住友は裁判に負けたら金を払うといっている」という話をして回っている。
- (2) 7月下旬にX、Yさんといった土呂久地区外居住の被害者が中心になって、新しい会をつくる動きが始まった。
- (3) 認定患者に「この書類にハンをついたら住友から金がもらえるげな」ともちかけて、こっそりと署名捺印をとって回った。
- (4) その書類には「自主交渉はいたしません。円満解決を望みます」などと書いてあった。
- (5) すでに80人の認定者の署名が集まっている。

こうした動きにどう対処するか

- (1) 被害者の会：会員を増やすことに全力をあげる。説明会を開く。
- (2) 行政(県、町)に対して：責任をあいまいにした知事斡旋の二の舞を繰り返すな、と強く釘をさしておく。
- (3) 企業に対して：「裁判に負けたときは金を払う」というウワサが真実かどうか、

企業の責任において態度表明させる。

ファイル「自主交渉の会」より

「自主交渉の会」正式発足せず（1983年8月25日）

毎日・渡辺記者より TEL（夜）

1. 今日（8月25日）夜、佐藤緑さんに電話した。「総会」の日程が決まったか、教えてほしい、と言うと、「今日『総会』を開いた」と答えた。

その内容。正式発足は延期した。参加者は30数人。

理由：・被害者の会が拡大を図っている段階で、その妨害・トラブルは目的でない。

・1か月先に正式発足にこぎつけたいので、それまで皆さん、どちらの会がいいか考えてください。

2. 渡辺さんの感想

- ・被害者の会のあとについてゆきたいのではないか。
- ・今日の集まりは説明会で、70数人の結束を固めて、被害者の会に対抗してやるという意味はなさそう。
- ・ひと月たって被害者の会に加われなかった残りのものが集まろう、という主旨。
- ・住友との関係は、
 - i 7月段階で折衝はあったのだろう。
 - ii ところが8月10日すぎ表沙汰になった。（宮日コラム「さんしょの実」に対する住友のあわてぶり。「へたに手を出せない」）
 - iii さらに12日の対県交渉で、行政は手を出さないこと確認
 - iv こんな動きがでていたので、16日に予定していた総会は延期
 - v 今は、70何人かを引っ張って行くしんどさを感じているのではないか
- ・記者としては、

「患者分裂」とは受け止めていない。見出しに「患者分裂」とセンセーショナルにでることは望まない。

毎日・渡辺さんの話（1983年9月26日夜）

自主交渉の会は9月24日、25日に第2回の総会を開いた。

佐藤緑さんの話では

- ①世話人会 7地区→4地区に統合した。
- ②前回（8月25日）、事実上の発足。しかし、被害者の会が会員拡大中だから1か月待った。今回は具体的に行動を起こすことを決めた。
- ③今回。i) 経過の説明＝新聞を読み上げた（各紙）
 - ii) 新たに誓約書をとった（連名で）。申込書・委任状プラス誓約書
 - iii) 出席。前回34人だった。今回は？ 県外・昨日来れなかった者含めて

75人になった。最終的には？

iv) 今月末か来月初めに住友にあてて文書を出す。要求項目がはっきりわからないので、第1回目の文書は、①会の結成を告げる、②会員数、③交渉したいので対応せよ。挨拶のような形になる。2~3回こういう基本的な姿勢での文書を出して、予備折衝をつづける。

緑さんは「率直に言って要求項目はわからない」と言っている。2~3回やるうちに判決も出るだろう。判決を待って、具体的な要求を突きつけることになるだろう

渡辺氏の感想

- ・自信もって動き始めた。
- ・会員への約束通り、ちょうど1か月後に開いた。さらに誓約書までとった。
- ・実質（要求の中身）はないのに、形式だけ整えていくやり方。

住友から自主交渉の会への回答

58年10月15日付の要望書に対する回答について

当社社長あての貴信拝読いたしました。当方としては、貴会発足のご趣旨了承いたしました。ただ土呂久判決後の態度につきましては、当社としてなんらかの決定もおこなっていないのが実情であります。なお貴信でご照会の噂なるものについては、当方の関知しないところであり、そのような事実はないので念のため申しそえます。

昭和58年10月28日

住友金属鉱山保安環境部長

柴田巖男

（上文面は読売新聞大堂眞圓記者より電話で教えてもらった）

大堂氏の話

- （1）上の手紙（回答）は10月30日に届いた。
- （2）代表の佐藤緑氏は
 - ・11月6日ごろ世話人会を開く
 - ・11月10日~20日にかけて要求金額をまとめて会社に郵送する
 - ・判決とは関係なしに、私たちはやっています。
- （3）世話人会は非公開だが、内容は記者発表します

自主交渉の会の動き（1984年3月9日＝土呂久訴訟判決の通知のあった日、読売・大堂記者より電話で聞く）

今日、緑さんに電話したところ、緑さんは、

①昨日（3月8日）、会の代表3人で宮崎県庁を訪れ、部長と次長（実際は次長のみ）に会って申し入れをした。

②住友に補償要求するつもりだが、これは、知事斡旋の延長のようなものだ。もう一度、仲介してほしい、という内容だった。

また、判決前に住友に要求書を出すという話もあったが、出さなかったことについて、

③要求する金額をいくらにすればよいか、まとまらなかった

④判決をみないと、要求額も決められない

と言っていた。

大堂記者の感触では、「交渉をどう進めてよいかわからないので、県に頼みに来たようだった」

川原→公害課四元係長へ電話を入れた（3月9日午後2時）

①事実の確認

- ・8日、緑さんら3人の代表が来て、次長（小松俊一郎）が会って話を聞いた。
- ・自主交渉の会の代表が来たのは初めてのこと。

②申入れ

- ・先日、部長が被害者の会と会って話を聞いたので、「われわれの話もきいてくれ」申入れの内容について、川原は特に質問しなかった

③県の対応

- ・話をお聞きするだけ。回答はしていない

川原が伝えたこと。「昨年8月の確認書通り、県は妙な動きをするな！」

163-5 自主交渉の会関連新聞記事

1983年8月11日宮崎日日新聞県北版「さんしょの実」

土呂久で奇々怪々の動きがある。鉦害訴訟判決後に被害者の会が予定している住友金属鉦山との直接交渉で、「自主交渉しない」ことを前提に署名すれば「住友から補償金がもらえる」というものだ。なにやら“悪名”高き知事あつせんのときの動きに似ていないでもない。◇もしこの動きの背後に住友側が介在しているなら、事前に「敗訴」を認めたことになるうえ、明らかな被害者の会の運動つぶしである。また全く住友側の存せぬ動きだとしたら、お金はどこから出るのか。まさか、町議などが介在しているとは思えないが……

1983年9月2日毎日新聞宮崎版記事（署名・渡辺豊記者）

『10年』の決算に緊張 被害者“分立” 自主交渉の会が誕生

（略）一方、現地では、被害者の会とは別に「被告との円満解決による補償上積み」を求める「土呂久鉦害補償自主交渉の会」が生まれた。土呂久公害半世紀の曲折の中で、被害者間の行き違いは今に始まったことではないが、ヤマ場を目前にした被害者の“分立”

は何ともせつない。あわただしさを増した土呂久の動きをレポートする。

(略) 8月20日、原告の故佐藤鶴江さん方で開かれた被害者の会総会。判決の見通しや①被告社長の謝罪②控訴阻止③非原告を含めた全被害者の救済④将来の補償——などを求める東京行動の意義などが深夜まで熱っぽく話し合わせ、被害者の決意の作文も読み上げられた。(略)

その被害者の会が気にかけるのが自主交渉の会の動き。同会は「住友金属鉱山に対し慰謝料等につき、改めて考慮善処を要望し、円満な解決を図る」のを目的に7月5日、7人の世話人会が発足。かつての黒木知事時代、5次にわたる知事あっせん補償を受けた患者を中心に、被害者の会(約60人)より多い70人以上の署名と世話人会への委任状をとり、8月25日には初総会を開いた。世話会の代表格、佐藤緑さん(58)＝昨年3月認定＝は「裁判などはしきらんが、あっせんを受けた人にも、低額だったとの不満はある。判決が出れば、判決額とあっせん額の差額分を少しでも埋めてほしい」と言い、「被害者の会と対立するつもりはないし、だれの働きかけもなく自主的に始めた」とも言う。

ただ、1年にわたる座り込みの末、判決同様の補償をかちとり、全被害者救済の道を開いた水俣病患者「自主交渉派」とは性格が違う。判決というバックボーンもなく、わずかな上積みなどで終わった場合、全体の救済の支障にならないか——被害者の会の懸念はそこにある。

しかし、自主交渉の会の意図や効果はともかく、その動きは結果的に、裁判や行政の対応にとって大きな意味を帯びてくる。補償問題が原告だけでなく全体に広がったことであり、企業、行政が「一切解決済み」としてきた知事あっせんに対し、全被害者が疑問を呈したことである。

知事あっせんを受けたのは認定患者139人のうち82人。200万円から500万円までで1人平均310万円。その効力は裁判でも「公序良俗違反」とする原告と「一切の和解成立」とする被告側の主要争点で、県も知事あっせんを根拠に、受諾者の公害健康被害補償法の適用などを拒み続けてきた。被告住友側は「会社は形式だけの鉱業権者で正式に知事あっせん補償も成立、松尾とはケースが違う。判決も出ないのに補償問題を検討するはずがない」とし、判決後の対応を問うた被害者の会などの公開質問状にも「現在は白紙」との趣旨の回答を出しているが、改めて噴き出した知事あっせんへの不満は、判決にも影を落としそうだ。

1984年5月26日朝日新聞宮崎版

「判決確定まで凍結 / 土呂久公害の自主交渉」

高千穂町の土呂久公害被害者のうち、訴訟派とは別に話し合いで解決を目指す「土呂久鉱害補償自主交渉の会」(佐藤緑代表世話人ら73人)は25日、世話人会を開き、同公害裁判の判決が確定するまで、住友金属鉱山との交渉を打ち切る方針を決めた。

自主交渉の会は、裁判とは関係なしに会社と直接交渉を予定していた。23日には佐藤

代表世話人ら 2 人が上京し、藤森正路社長ら幹部と今後の交渉について話し合った。ところが、会社側は会の質問に対し①一審判決内容は納得できないため控訴した②このため、別の交渉に応じることは控訴の趣旨を損なう③判決が最終的に確定した時点で誠意を持って話し合いたい、と交渉打ち切りの意向を示した。

1989 年 11 月 25 日朝日新聞記事

「土呂久自主交渉代表世話人 佐藤さん自殺？」

24 日午前 10 時ごろ、西臼杵郡高千穂町岩戸の速川橋から男性が飛び降りた、と近くの主婦から高千穂署に電話があった。男性は約 40 メートル下の永之内川の岩場で死亡した。同署の調べでは、同町で発生した土呂久公害による慢性ひ素中毒患者で、土呂久鉍害補償自主交渉の会代表世話人の佐藤緑さん（64）＝同町岩戸。今年 5 月、自転車に乗っていてトラックと接触、倒れて頭などを打った後遺症に悩んだ末の自殺ではないか、と同署は見ている。土呂久公害認定患者の死者は 59 人に。

調べでは、佐藤さんの死因は全身打撲。橋には高さ約 80 センチの欄干があった。

家族の話では、佐藤さんは今年 5 月の交通事故で約 2 カ月入院。退院後も「頭がふらふらする。眠れない」と不調を訴えていた、という。

県公害課によると、佐藤さんは生まれた時から昭和 17 年まで、また 20 年から 24 年まで土呂久で暮らし、15 年から 17 年までは鉍山の事務所などで雑役に従事した。57 年 3 月には皮膚症状と慢性気管支炎で認定患者になった。58 年 8 月、損害賠償を求めて、法廷闘争を続けている被害者・遺族とは別に、訴訟の被告である住友金属鉍山と独自に補償交渉をする「土呂久鉍害補償自主交渉の会」を結成、以来代表世話人を務めていた。

1989 年 11 月 25 日宮崎日日新聞記事

「土呂久患者 病苦で自殺」

24 日午前 10 時ごろ、高千穂町岩戸の県道速川橋から同所、無職佐藤緑さん（64）が約 40 メートル下の永之内川に飛び降り、全身打撲で即死した。佐藤さんは土呂久鉍害病認定患者だった。

高千穂署の調べでは、佐藤さんは慢性気管支炎のため投薬服用中で、しかも今年 5 月、自宅近くで自転車に乗っていてトラックと接触事故を起こし、時々夜眠れないことがあり、家族の話では前夜も眠れなかったらしい。このため病気を苦しめて発作的に飛び降り自殺したのではないかとみている。

佐藤さんは訴訟を起こしている被害者とは別の鉍害訴訟自主交渉の会（63 人）代表世話人 7 人のうちの 1 人。57 年 3 月に皮膚と慢性気管支炎で認定を受けた。現在、認定患者は 145 人で、うち 59 人が死亡している。

佐藤幸利さんの話（2022 年 8 月 12 日聴取）

富高屋の長男（カジさんの息子）。頭がものすごくよかったが、気が小さかった。住友と補償交渉したとき、数字をだしてわたりあった、という話だった。土呂久を出て岩戸の岩神に住んでいた。高千穂農協長（新聞記事では農協参事）をした。自殺したことは知らない。

緑さんの弟が栄志さん。黒木知事が土呂久に来たとき、徳一さんがあいさつした。そのとき栄志さんが原稿を書いて徳一さんに渡した、と言われちよる。

富高屋の兄弟は優秀だった。